

パーシャルスピンオフ税制の見直し・恒久化

＜改正のポイント＞

1.趣旨・背景

事業ポートフォリオの最適化により我が国企業・経済の更なる成長を図るという観点から、事業切出しの手法の一つであるスピンオフの促進が重要である。そこで、段階的に分離・独立したい、元親会社との関係を残したいという意向を持つ企業がスピンオフを活用できるよう創設された、パーシャルスピンオフ(スピンオフされる企業の持分をスピンオフする企業に一部残すスピンオフ)税制について、適用要件の見直し及び恒久化措置を行い、活用の促進を図るものである。

2.内容

①適用要件の見直し

- ・従業員継続要件の割合の見直し(90%から80%へ変更)。
- ・下記の要件が新たに追加される(下線部分が改正により追加)。
 - ・現物分配法人が経営資源を集中させるものとして事業を特定し、その事業が引き続き行われることが見込まれていること
 - ・完全子法人の主要な事業が、現物分配法人が特定した事業以外のものであり、かつ、主要な事業が完全子法人において引き続き行われることが見込まれていること
 - ・現物分配法人及び完全子法人が実施する主要な事業について、その株式分配により生産性向上に関する目標の達成が見込まれること
- ・その他一定の見直し

②恒久化措置

2026(令和8)年4月1日以後に認定を受けた法人が対象となり、恒久化される。

<改正のポイント>

3.適用時期

2026(令和8)年4月1日以後に、産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が、同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものについて適用される。

4.影響

子会社の段階的な分離・独立を検討したい企業にもスピンオフの活用が広がり、企業における事業ポートフォリオの見直し(ノンコア事業の切り出し)や大企業のスタートアップ創出を加速することが期待される。

5.実務のポイント

- ・現物分配法人が経営資源を集中させるものとして特定した事業を継続することが見込まれることが適用要件に加わるため、注意が必要である。
- ・現物分配法人だけでなく、完全子法人の主要事業についても生産性向上に関する目標の達成が見込まれることが求められる。
- ・適用要件の詳細(経済産業大臣の定める要件等)について大綱に明記されていないことから、今後確認が必要である。

1. 改正の趣旨・背景

(1) 趣旨・背景

- ・事業環境が大きく変化する中で、我が国経済が中長期的な成長を実現するためには、企業が事業ポートフォリオの見直しを図ること等により、限られた経営資源を適切に配分していくことが重要である。
- ・特に、スピンオフ(※)については、現在のグループの中では成長戦略の実現が難しい事業を分離・独立させることで、その潜在力を発揮させる重要な切出し手法であり、海外では大規模案件を中心に事業切出しの手段の一つとして活用されているが、我が国では、活用実績が限られている(2023(令和5)年以降、スピンオフの検討を正式に公表した上場企業は5社である)。
- ・2023(令和5)年度において、段階的に分離・独立し、元親会社との関係を残したいという意向を持つ企業がスピンオフを活用できるよう、スピンオフを行う企業に持分を一部残す場合(パーシャルスピンオフ)について、再編時に譲渡損益課税を繰延べ、株主のみなし配当に対する課税を対象外とするパーシャルスピンオフ税制が創設されており、2024(令和6)年度にはスタートアップ創出を促すための改正がなされた。

(※)スピンオフの効果

経営の独立による効果	<ul style="list-style-type: none">両社とも、経営者は各々の中核事業に専念することが可能になる。これにより、投資戦略や資金調達等について迅速、柔軟な意思決定が可能になる。また、経営者や従業員のモチベーションも向上する。
資本の独立による効果	<ul style="list-style-type: none">スピンオフされた会社は、独自の資金調達の途が拓かれ、大規模M&A等の成長投資が実施可能となる。スピンオフされた会社は、独占禁止法や系列等の制約から解放され、元親会社の競合相手との取引も可能となり、他社とのアライアンスや経営統合の自由度も高まる。
上場の独立による効果	<ul style="list-style-type: none">両社とも、事業構成が簡素になり、コングロマリット・ディスカウントを克服できる。各事業のみに関心のある投資家を引きつけ、各々の事業特性に応じた最適資本構成が可能となる。株式報酬のインセンティブ効果も高まる。

出典:経済産業省「スピンオフ」の活用に関する手引(参考事例編)」

(法人税:認定株式分配に係る課税の特例の見直し)

1. 改正の趣旨・背景

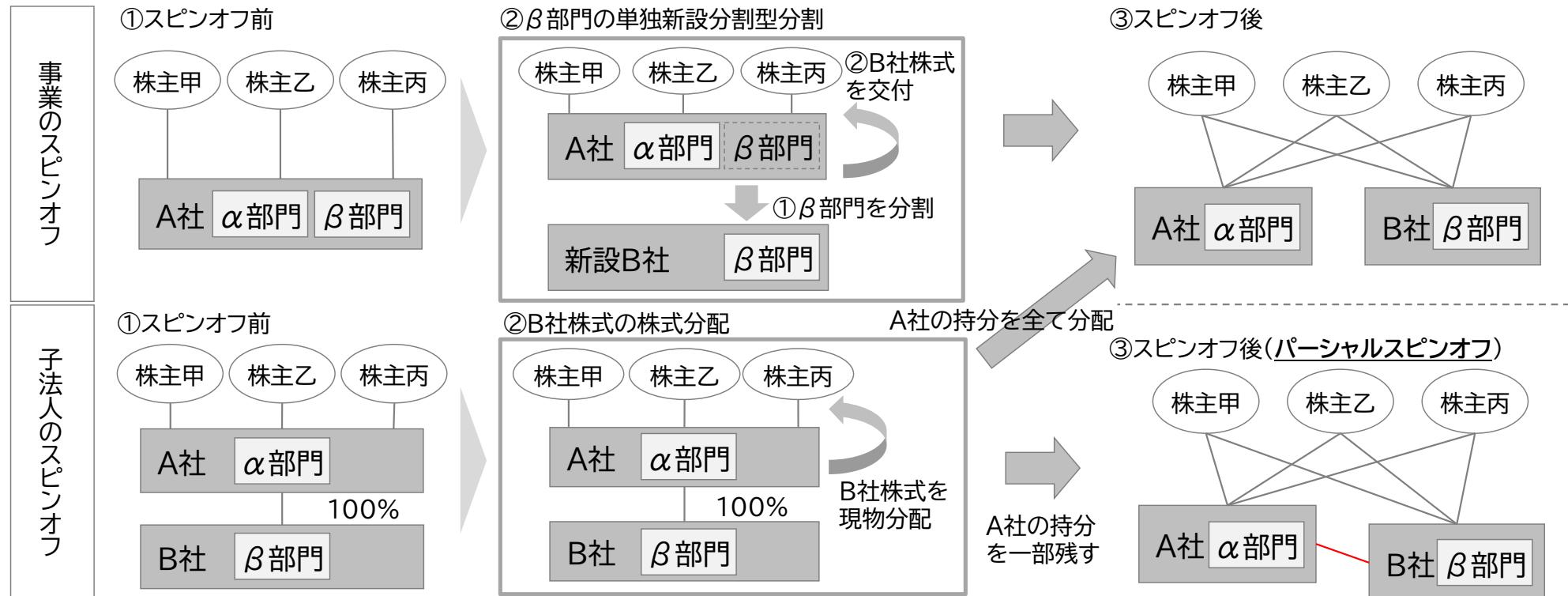
(1) 趣旨・背景

- ・経済産業省「価値創造経営小委員会」では、「日本企業の営業利益率は米国企業と比較すると低く、将来を見据えたノンコア事業の未整理を一因とする低収益セグメントの抱え込みが行われ、事業ポートフォリオ最適化は道半ばである可能性」を指摘されており、市場評価や資本収益性を高めるために、ノンコア事業の分離・独立を含めた事業ポートフォリオを見直し、コア事業に集中することが重要であると考えられている。
- ・また、安定成長が見込まれる成熟事業を分離・上場させる際に、情報システム等の社内基盤整備や新ブランドへの移行、取引先や従業員等の理解醸成等の観点から、独立に向けた助走期間に元親会社との関係を一定程度維持できるパーシャルスピンオフへのニーズが高いことも踏まえ、事業ポートフォリオの最適化を持続的に進めていくために、パーシャルスピンオフ税制の恒久化を検討していく必要があるとの指摘もあった。
- ・そこで、2026(令和8)年税制改正では、スタートアップ創出だけでなくノンコア事業を切り出し、コア事業に専念するための事業ポートフォリオの組替えも促進すべく、パーシャルスピンオフ税制の適用要件の見直し及び恒久化措置が行われる。

1. 改正の趣旨・背景

(2) パーシャルスピンオフとは

- 事業再編としてのスピンオフとは、企業内における事業部門や企業グループを形成する複数の法人のうち一部の法人を、当該企業や企業グループから分離し、独立した法人として資本関係から外す行為をいう。
 - スピンオフは、単独新設分割型分割による「事業のスピンオフ」と、株式分配による「子法人のスピンオフ」(※)に分類され、「子法人のスピンオフ」のうち、親法人に子法人の発行済株式の一部を残して行うスピンオフを「パーシャルスピンオフ」という。
- (※)「子法人のスピンオフ」には、既存の完全子法人を株式分配する場合に加えて、完全子法人に分社型分割等で事業を移転した後、当該完全子法人を株式分配する場合を含む。

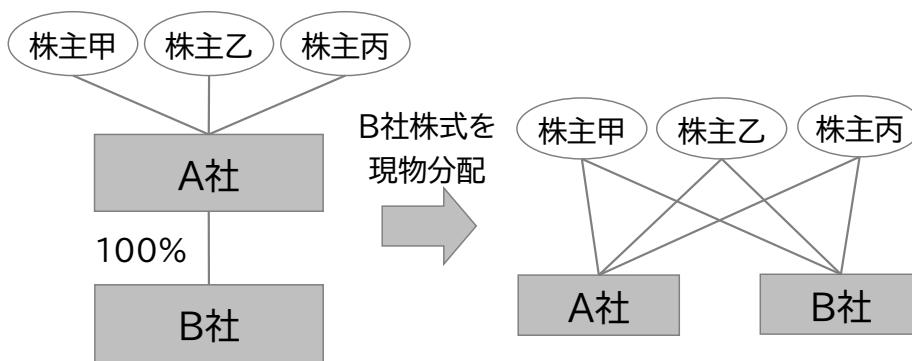


1. 改正の趣旨・背景

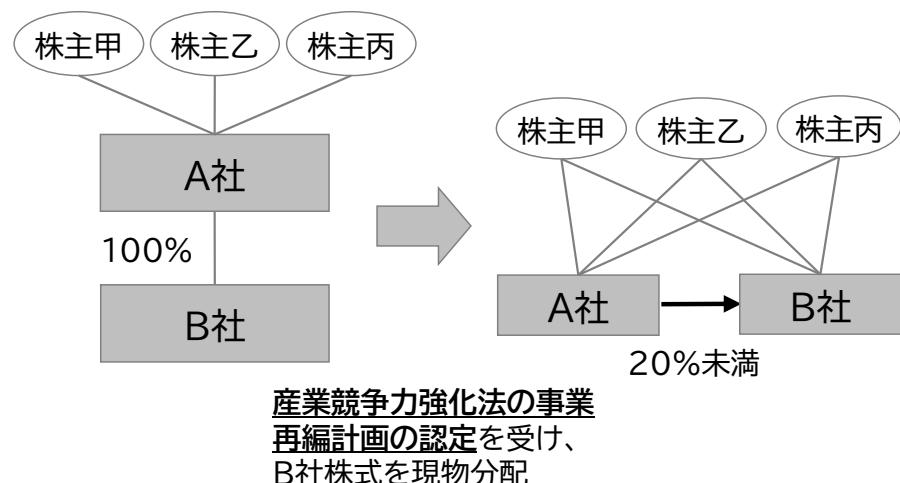
(3) 法人税法上の適格株式分配と租税特別措置法上の適格株式分配

- ・子法人のスピンオフは株式分配として整理されており、法人税法上の適格株式分配に該当する場合には、再編時の譲渡損益や配当に対する課税は対象外とされる。
- ・一方、子法人のスピンオフのうちパーシャルスピンオフについては、租税特別措置法上の適格株式分配に該当する場合、現物分配法人が有する完全子法人の発行済株式の一部(20%未満)を現物分配法人に残しても、再編時の譲渡損益や配当に対する課税は対象外とされる(パーシャルスピンオフ税制)。

【法人税法上の適格株式分配】



【租税特別措置法上の適格株式分配】



※上記については、株主の中に、A社を支配している株主がいないことを前提としている

2. 改正の内容

(1) 適用要件の見直し

改正前は従業者継続要件が厳しく、また、完全子法人に対し主要な事業として新たな事業活動が求められていたが、改正後は従業者継続要件の緩和が図られ、主要な事業について新事業活動要件が廃止され、一定の見直しが行われる。

要件	改正前	改正後
株式のみ按分交付要件	その法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみを交付するものであること。	同左
交付資産に係る要件	その株式分配の直後にその法人が有する完全子法人の株式の数が発行済株式の総数の20%未満となること。	同左
非支配要件	現物分配法人が株式分配前に他の者による支配関係がなく、完全子法人が株式分配後に他の者による支配関係があることが見込まれていないこと。	同左
特定役員継続要件	完全子法人の特定役員の全てがその株式分配に伴って退任するものでないこと。	同左
従業者継続要件	完全子法人の従業者のおおむね90%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること。	完全子法人の従業者のおおむね <u>80%以上</u> がその業務に引き続き従事することが見込まれていること。
特定事業継続要件	—	<u>現物分配法人(※1)において株式分配前に行う事業のいずれかについて、経営資源を集中させるものとして特定しており、かつ、その特定した事業が現物分配法人(※2)において株式分配後に引き続き行われることが見込まれていること。</u>
子法人主要事業継続要件	完全子法人の株式分配前に行う主要な事業が完全子法人において引き続き行われることが見込まれていること。	完全子法人の株式分配前に行う主要な事業が <u>上記で特定した事業以外のもの</u> であり、かつ、主要な事業がその完全子法人において引き続き行われることが見込まれていること。

2. 改正の内容

(1) 適用要件の見直し

要件	改正前	改正後
その他の要件	<p>下記の要件を満たしていること。</p> <p>(1)産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けていること。</p> <p>(2)経済産業大臣の定める以下の要件を満たしていること</p> <p>(i)完全子法人が主要な事業として新たな事業活動を行っていること。</p> <p>(ii)以下のいずれかの要件を満たすものであること。</p> <p>①完全子法人の特定役員に対して、ストックオプション(新株予約権)が付与され、又は付与される見込みである</p> <p>②完全子法人の主要な事業が、事業開始から10年以内である</p> <p>③完全子法人の主要な事業が、成長発展が見込まれることについて金融商品取引業者が確認している</p>	<p>下記の要件を満たしていること。</p> <p>(1)産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けていること。</p> <p><u>(2)現物分配法人(※2)及び完全子法人が実施する主要な事業について、その株式分配により生産性向上に関する目標の達成が見込まれること</u></p> <p>(経済産業大臣の定める要件は、大綱に記載なし)</p>

※1 現物分配法人がその経営を実質的に支配していると認められるものとして一定の関係を有するものを含む

※2 現物分配法人がその経営を実質的に支配していると認められるものとして一定の関係を有するもの(その完全子法人以外の法人で、その一定の関係が継続することが見込まれているものに限る。)を含む

(2) 恒久化措置

改正前は、2028(令和10)年3月までに産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が認定事業再編計画に従ってする同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものを対象としていたが、改正後は、2026(令和8)年4月1日以後に認定を受けた法人が対象となり、恒久化される。

2. 改正の内容

【産業競争力強化法の事業再編計画における通常の認定要件(参考)】

要件	要件の具体的な内容
計画期間	3年以内(大規模な設備投資を行うものに限り5年)
生産性の向上 (事業単位 部門)	計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。 ①修正ROIC 2%向上 ②固定資産回転率(有形固定資産+ソフトウェアの回転率) 5%向上 ③従業員1人当たり付加価値額 9%向上
財務の健全性 (企業単位)	計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。 ①有利子負債／キャッシュフロー≤10倍 ②経常収入>経常支出
雇用への配慮	計画に係る事業所における労働組合等と協議により、十分な話し合いを行うこと、かつ実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと。
事業構造 の変更	次のいずれかを行うこと。 ①合併 ②会社の分割 ③株式交換、株式移転、株式交付 ④事業または資産の譲受け、譲渡 ⑤出資の受入れ ⑥他の会社の株式・持分の取得 ⑦会社の設立 ⑧有限責任事業組合に対する出資 ⑨施設・設備の相当程度の撤去 等
前向きな取組	計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。 ①新商品、新サービスの開発・生産・提供⇒新商品等の売上高比率を全社売上高の1%以上 ②商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上⇒商品等1単位当たりの製造原価を5%以上削減 ③商品の新販売方式の導入、サービスの新提供方式の導入⇒商品等1単位当たりの販売費を5%以上削減 ④新原材料・部品・半製品の使用、原材料・部品・半製品の新購入方式の導入⇒商品1単位当たりの製造原価を5%以上削減

出典:経済産業省「産業競争力強化法における事業再編計画の認定要件と支援措置について」

2. 改正の内容

【スピンオフに関する事例(参考)】

経済産業省によると、2023年以降、上場企業5社がスピンオフの検討を正式に公表している。5社のうちパーシャルスピンオフの検討を公表したのは2社である。

スピンオフの検討開始を正式に公表した企業

公表日	スピンオフ 実施会社	スピンオフ される会社	検討中の スピンオフの手法	スピンオフ 実行目標時期
2023/1/23	(株)メルコホールディングス	シマダヤ(株) (麺類の製造・販売)	株式分配 (完全スピンオフ)	2024年10月1日 実行済
2023/5/11	(株)デジタルハーツホールディングス	(株)AGEST (情報・通信)	株式分配 (完全スピンオフ)	非開示 ※2025年5月13日時点
2023/5/18	ソニーグループ(株)	ソニーフィナンシャルグループ(株) (金融)	株式分配 (パーシャルスピンオフ)	2025年10月1日 ※2025年5月14日時点
2023/7/14	Hamee(株)	NE(株) (ソフトウェア)	株式分配 (完全スピンオフ)	2025年11月4日 ※2025年6月13日時点
2024/2/14	(株)レゾナックホールディングス	クラサスケミカル(株) (石油化学) ※2025年1月1日分社化	株式分配 (パーシャルスピンオフ)	2年内の実行を目指す ※2025年2月13日時点

出典:経済産業省「スピンオフ」の活用に関する手引(参考事例編)」

3. 適用時期

2026(令和8)年4月1日以後に、産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が、同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものについて適用される。

4. 影響

・子会社の段階的な分離・独立を検討したい企業にもスピンオフの活用が広がり、企業における事業ポートフォリオの見直し(ノンコア事業の切り出し)や大企業発のスタートアップ創出を加速することが期待される。

5. 実務のポイント

(1) 留意点

・現物分配法人が経営資源を集中させるものとして特定した事業を継続することが新たに適用要件に加わるため、注意が必要。なお、特定した事業の継続については、現物分配法人のグループ会社(現物分配法人が経営を実質的に支配していると認められるものとして一定の関係を有するもの等)による事業継続でも足りる。
・生産性向上に関する目標の達成が見込まれることについて、改正前は事業再編計画を策定する現物分配法人の事業にのみ求められていたが、改正後は完全子法人の主要事業についても求められる。

(2) 今後の注目点

下記の点については今後確認が必要である。

- ・経営資源を集中させる事業を特定する方法
- ・適用要件の詳細(経済産業大臣の定める要件等)